

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

水音のするまち白石「ホタルの里」清流再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県白石市

3. 地域再生計画の区域

白石市の全域

4. 地域再生計画の目標

白石市は、宮城県の南端に位置し、人口39,996人（平成17年4月1日）、面積286.47平方キロメートルで、市の中心部を母なる川、白石川が流れている。

藩政時代、白石城防衛のため、数多くの掘割が整備され、水路の清流から「水音のするまち」として本市独自の水の文化を築き上げてきた。

数十年前までは、白石川をはじめ多くの水路には、ホタルやメダカ、イワナなどが生息し、また、川遊びや魚釣りなどをする子供たちの元気な声が聞こえていた。

しかし、近年、工場、事業所からの産業排水や、生活様式の変化に伴う各家庭から排出される汚水の量が激増し、河川等の水質汚濁の発生が問題となってきた。

このため、本市では、水辺環境保全活動の一環として、全市民が一斉に住居周辺を清掃する「市内一斉クリーン作戦事業」などを実施するとともに、市としては、生活排水を処理するために、昭和50年からは市の中心部で公共下水道事業を、平成5年からは浄化槽の個人設置型事業を、平成6年からは農業集落排水事業を展開し、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、67.1%にまで達しているが、河川等の清流再生のためには早期に100%に近づけなければならない状況にある。

このような中、平成9年に農業集落排水施設の供用が開始された白石川左岸に位置する福岡蔵本薬師堂地区では、平成12年に絶滅していたホタルの舞う姿が確認されて以来、ホタルの里を守る会を結成し、ホタル観察会や環境美化活動などを通して、住民一人ひとりが結びつく、地域コミュニティの醸成が図られるようになってきた。

このような機運を市内全域に拡充するため、汚水処理施設の整備を一層促進し、昔のように子供たちが遊べる美しい川づくりをすすめ、従来生息していたホタルやイワナを川に取り戻すことにより、「ホタルまつり」等を開催して観光客を誘致する。このような取り組みを通し、市内全域を活性化し、「水音のするまち」白石市の再生を目指す。

（目標） 汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を67.1%から76.9%に向上）

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道（昭和51年1月認可済み）及び個人設置型浄化槽の汚水処理施設の整備を促進して、市内全域の生活環境の改善を図る。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・白石市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道（白石市福岡長袋・深谷地区、大平中目地区、大鷹沢三沢地区）
- ・浄化槽（公共下水道及び農業集落排水地区を除く市内全域）

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

[事業量]

・公共下水道	200	14,700m
	処理人口	1,300人
・浄化槽（個人設置型）	5人槽	40基
	7人槽	120基
	10人槽	25基
	処理人口	555人

[整備費]

公共下水道	1,343,545千円
	（うち、単独 393,545千円）
	（うち、国費 475,000千円）
浄化槽（個人設置型）	76,455千円
	（うち、国費 25,485千円）
合計	1,420,000千円
	（うち、単独 393,545千円）
	（うち、国費 500,485千円）

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

該当なし

5 - 3 - 2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組み

(1) 農業集落排水事業

市内では3地区目となる農業集落排水事業（平成14年度から実施中）により、越河地区内に汚水処理施設を整備するとともに、12,000mの管渠工事を行い、処理人口2,090人の増加を図る。

(2) 薬師堂ホタルの里を守る会の活動

自治会や老人会、子供会育成会、企業などにより自発的に結成された「薬師堂ホタル

の里を守る会」(約80世帯300人)は、道路や小川の草刈り、ごみ拾いなどを行う「薬師堂全域クリーン作戦」、地元の小学校を訪問し、ホタルの生態や水生動物と水質の関わりなどを教える「環境学習会」、毎年6月に開催する「ホタル観察会」など、環境美化・保全活動に取り組む。

(3) 市内一斉クリーン作戦事業

春と秋の年2回、全市民が一斉に住居周辺の道路、河川等の清掃を実施し、地域における環境美化の促進を図り、快適な生活環境を確保する。

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、関係部署との協議の場を設け、目標達成のための検討策を講じる。

なお、整備された污水处理施設区域内河川等の水質検査を実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし